

こんにちは 家畜保健衛生所です

風薫るさわやかな季節となりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

これまで飼養者の皆様には、家畜伝染病予防法第5条にもとづき、5年ごとの馬伝染性貧血の検査にご協力頂きました。今回はその検査体制の変更についてお伝えします！

馬伝染性貧血の監視体制について



昨年度の第三回馬伝染性貧血清浄度評価専門会議において、前年度までの検査結果より国内の馬伝染性貧血は清浄化されたと考えるのが妥当という評価を受けました。

そのため、今年度より家畜伝染病予防法第5条にもとづいた馬伝染性貧血の検査は実施いたしません。

